

国民健康保険出産育児一時金の受領委任払制度について

住民課 内線325～327

国民健康保険の加入者が出産したときは、その世帯主に対し出産育児一時金（35万円）が支給されます。

この支給を受けるにあたり、出産を行う保険医療機関又は助産所の事前の同意があれば、その出産費用の請求書を国民健康保険に提出してもらい、一時金を医療機関の指定の口座に振り込むことができる「出

産育児一時金受領委任払制度」を4月1日から開始します。（医療機関などからの請求額が一時金より低い場合は、差額を世帯主に支払います。）

4月1日以降に出産を予定している、国民健康保険の加入者が対象となりますので、詳しくは町役場住民課にお問い合わせください。

国民年金保険料改正のおしらせ

住民課 内線326

国民年金保険料が改正され、平成20年4月から平成21年3月までの保険料は、**月額14,410円**となります。

4月上旬に、「国民年金保険料納付案内書（納付書）」を社会保険庁から送付します。1年分または、半年分（上期分）をまとめて4月30日までに納付すると、1年分では3,070円、半年分では1,400円の割引があります。お手元に届いた前納用の納付書で、納付してください。

6月まで全額免除・若年者納付猶予の承認を受けている方には、4月に納付書は送付せず、7月に7月分から翌年3月分の定額保険料の納付書を送付します。

また、6月まで一部納付の承認を受けている方は、4月に4月分から6月分の一部納付額の納付書を送付し、7月に7月分から翌年3月分の定額保険料の納付書を送付します。

☆学生納付特例制度の申請手続きが簡単になります

学生の方で、所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、申請により承認されるとその年度の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の申請をする場合は、毎年、住民課で申請をしていただいていたが、前年度に続いて申請を希望する場合、社会保険庁から郵送されたハガキ形式の申請書に必要事項を記入し、ポストに投函するだけで申請ができるようになりました。

対象者は、2月下旬までに学生納付特例が承認され、4月1日現在において在学期間が終了していない方です。

対象者には、ハガキ形式の学生納付特例申請書が社会保険庁から届きますので手続きをしてください。

申請から審査結果が届くまでの間、納付書が届いてしまうことがあります。ご了承ください。

※在学予定期間が社会保険庁で把握できない方は、

通常の申請書で手続きをしていただくこととなります。学生証（写し可）・印鑑（本人が署名する場合は不要）を持参し、住民課にお越しください。

